

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 8 月 8 日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県条例第33号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
37	医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（ <u>(5)</u> においては、2以上の市町の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する（法第42条に規定する指定管理者として管理する病院等を管理する場合を含む。）医療法人に係るものを除く。） (1) (略) (2) <u>法第7条の2第6項の規定による意見の聴取（同条第3項の規定による命令に係るものを除く。）</u> (3)～(5) (略)	静岡市 浜松市	37	医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（ <u>(4)</u> においては、2以上の市町の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する（法第42条に規定する指定管理者として管理する病院等を管理する場合を含む。）医療法人に係るものを除く。） (1) (略) <u>(2)～(4)</u> (略)	静岡市 浜松市
37 の 2	医療法（以下この項において「法」という。）及び病院等の人員及び施設の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第40号）の施行に関する次	静岡市 浜松市	37 の 2	医療法（以下この項において「法」という。）及び病院等の人員及び施設の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第40号）の施行に関する次	静岡市 浜松市

	に掲げる事務 (1) (略) <u>(2) 法第7条第3項の許可</u> (3) <u>法第23条の2の規定</u> による命令 <u>(4) (略)</u>			に掲げる事務 (1) (略) <u>(2) (略)</u>		
(略)			(略)			
37の6	医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。)の施行に関する次に掲げる事務(3)から(7)までに掲げる事務においては、 <u>2以上の市町の区域</u> において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るものを除く。 (1) <u>政令第3条の3の規定による届出の受付</u> (2) <u>政令第4条第2項の規定による届出の受付</u> (3)~(7) (略)	静岡市 浜松市	37の6	医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。)の施行に関する次に掲げる事務(2以上の市町の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るものを除く。) <u>(1)~(5) (略)</u>	静岡市 浜松市	
(略)			(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。